

2022 第1回オンライン講習会 質問と回答

NO	質問	回答
1	現在、JRO(日本山岳救助機構)と両方に加入しています。双方のメリット・デメリットにつき専門家から比較を伺いたいです。	みなさん関心のあるところですね。当日説明させていただきます。十分ではありませんが。
2	県連内部で、各会の労山基金担当者の中で情報交換をする場があっても良いのではないのでしょうか？ 実務作業をする上で困っていること、悩んでいることなどをまずは調査してみたいかがでしょうか？	ご提案ありがとうございます。 1年に1回は今回のような講習会を開催しその場で情報交換するのはどうでしょうか。 みなさんが困っていること悩んでいることの調査は必要ですね。実務作業のやり方がわからない、基金担当者として会員の理解協力を求める上での悩みなどいろいろありそうですね。

<p>3 平素よりお世話になっております。4月から基金担当になりました。前任の担当の方から引継ぎメモ、労山の担当者マニュアル、労山のZoom講習も受講しました。基金事務をやってみて分からなかった項目を、ちば山で担当した方や鶴田さん、労山本部に照会した項目です。(主に移籍等の内容です。ちば山では今まであまりなかったそうです。)</p> <p>他の会の基金担当の方々のご存知の内容と思いますが、初心者の方の一助になればと思います。思い質問した項目を記します。</p> <p>記</p> <p>①移籍希望者の手続き(移籍してくる方がご自分で予め労山に問い合わせ) 移籍希望者はカードを労山に返却しその際移籍手続き依頼済みと記すとともに、基金を精算を以前の会に依頼する。 新しい会で移籍届を労山本部に送付するとともに新しい会での基金の金額の振込を依頼する。後日労山から送付されたカードを移籍者に送付する。労山基金の金額(ちば山に振り込んでもらう金額)を労山に照会。 (以前の会の期限月は12月5口。ちば山では3月から翌年2月までの5,000円をお預かりしました。)</p> <p>②前年度他の労山山岳会会員がちば山にも加入。基金は10口以前からの山岳会のみで加入していたが、基金期限月で基金を以前からの会とちば山で5口づつにしたいと申し出があった。 (労山に照会)分けることはできない。結果:以前の会で5口。ちば山では新規加入し、基金の金額加入付きからの金額じ。 9月から5口 6月×500円=3,000円</p> <p>③昨年まで他の労山山岳会に加入していたが脱退 今年10月ちば山加入の場合の手続き 新入会の手続き。ただし労山会員番号は今までの番号。新たにカードが無料で交付される。</p> <p>④他の会に加入し、新たにちば山にも加入。基金は前からの基金加入のみ。 ちば山の山行に参加する際、他の会にもちば山の山行計画書を提出する。</p> <p>そして、質問です。</p> <p>Q:ちば山から他の労山山岳会に移籍希望者が発生した場合の基金の精算について(5口加入) ちば山は期限月は2月です。10月に他の会に移籍する申し出があった場合3~9月分 7か月×500円を移籍者に返金ですか?</p>	<p>質問にお答えします はい、その通りです。 この方はちば山の会の次の期限月までの寄付金をちば山の会に支払っている(ちば山の会は預かっている)わけですから途中で移籍するときは、ちば山の会は移籍月から次の期限月の分を月割計算をして返却してあげなければなりません。</p> <p>①に関連して ★移籍の精算例 「11月期限の会」から「2月期限の会」へ移籍する例 A) 2022年9月1日に移籍する場合 2021年12月~2023年2月分(1年+3ヵ月)の基金を「移籍先」の会で精算する。(移籍前の会に基金を預けていたら全額を返金してもらい、移籍先へ預ける) B) 2022年12月1日に移籍する場合 2021年12月~2022年11月分(1年)の基金を移籍前で精算し、2022年12月~2023年2月(3ヵ月)を移籍先で精算する C) 2023年2月1日に移籍する場合 2023年2月分(1ヵ月)を移籍先の会で精算する。(移籍先の会へ基金を預けていたら全額返金してもらう) (注:労山では12月期限月の会はないため、11月期限として例示しました。)</p> <p>②その通りです。 以前の会に10口入っていた場合は、以前の会の更新時に5口を登録。ちば山の会では新規5口で登録してください。</p> <p>③以前の会の会員カードが労山に返却されていない場合、新たなカード発行時に手数料500円がかかります。</p> <p>④その通りです。</p> <p>Q回答:移籍先の会で2023年3月~10月(8ヵ月)分を精算するため、ちば山の会で預かっていた基金は全額返金してください。</p>
--	--